



ハンセン病家族への差別と偏見

2019年(令和元)11月22日に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給などに関する法律」が公布・施行されました。

昨年(2018年)12月の「人権を考える町民のつどい」に「ハンセン病家族訴訟」弁護団の共同代表を務める徳田靖之さんを招いて、講演を行いました。

差別が広がった背景には、戦前から戦後にかけて展開された「無らい県運動」があります。「無らい県運動」とは、ハンセン病患者のいない県にしましょう。という運動で、ハンセン病の撲滅を掲げ、住民たちは自治体への通報や投書に協力しました。ある小学校では、患者の子どもたちの通学を阻止しようという事件まで起こり、国の誤った政策と社会の偏見が、患者と家族を追い込んでいきました。

ハンセン病患者の家族たちが国を訴えた裁判が2019年夏に決着し、国の誤った政策が、元患者だけでなく、その家族にも被害をもたらしたことを認め、国に賠償を命じました。

判決では、「国の隔離政策によって家族が差別・偏見にさらされる社会構造ができた」とこと「隔離政策を廃止したあとも、国が偏見・差別を除去するために総力を挙げて取り組むべき義務を怠ったこと」を認めました。

徳田氏は、「今もなお続く根深い差別や偏見の感情は、正しい知識を普及させたところでなくなりません。差別・偏見をなくすためには、社会構造を構成している私たち1人ひとりがこのハンセン病問題でどのような加害責任を負ってきたのか。自分自身の生き方の問題として、ハンセン病の問題にどう関わるべきかを考えることが、ものすごく大事なことです。」と言います。

気づかないうちに自分も加害者側として社会に関わっているのではないかと。そういう問題意識を持つことが、ハンセン病家族問題に限らず、さまざまな差別の問題を考える上で大切ではないでしょうか。

隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であれば相談に対応いたします(相談無料)。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合もあります。



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん

1月の行事予定

※(保) 玖珠町隣保館

7日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	21日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
10日(日)午後1時30分～	編物教室(保)	24日(日)午後1時30分～	編物教室(保)
11日(月)午後8時～	カラオケ教室(保)	25日(月)午後8時～	カラオケ教室(保)
13日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	27日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
14日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	28日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)
※料理教室は休講			

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。